


写

総 コ 推 第 4 4 7 号  
令和4年（2022年）10月24日

枚方市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 塚 本 勝 俊 様

枚方市長 伏 見 隆 

諮問第646号

次期感染症サーベイランスシステムの電気通信回線による接続について（諮問）

感染症の感染拡大に対応するため、下記のとおり電子計算機の電気通信回線による接続をしたいので、枚方市個人情報保護条例第13条ただし書の規定により諮問します。

## 記

### 1 目 的

現在、感染症に関する情報を管理し、国等へ報告するシステムとして、厚生労働省が構築した感染症サーベイランスシステム(NESID)を利用しており、当該システムに係る電子計算機の接続については、平成26年（2014年）2月18日付け諮問第442号により貴審議会に諮問し、異論はない旨の答申を得ています。

しかし、当該システムでは新型コロナウイルス感染症に関する情報の管理に多くの課題があったため、新型コロナウイルス感染症については、全国の情報を一元的に収集・共有するために厚生労働省が構築したシステムである HER-SYS を利用しており、その電子計算機の接続については、令和2年（2020年）7月16日付け諮問第622号により貴審議会に諮問し、異論はない旨の答申を得ています。

今般、厚生労働省が、2つのシステムを一本化し、全ての感染症の感染者等に関する全国の情報を一元的に収集・共有し、保健所等における業務効率の向上及び情報共有・把握の迅速化を図るため、(仮称)次期感染症サーベイランスシステム（以下「本システム」といいます。）を構築し、その運用が全国で開始される予定であるため、枚方市においてもこれを利用するものです。

本諮問は、実施機関の使用する電子計算機と実施機関以外の者が使用する電子計算機を電気通信回線により接続することにより、本システムの登録者及び厚生労働省等が実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報を随時に取得し得ることとなることに対応するものです。

- 2 電子計算機の接続により実施機関以外の者が随時に取得し得る保有個人情報の項目別紙1のとおり
- 3 電子計算機の接続により実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報を随時取得しうる者

厚生労働省、国立感染症研究所、都道府県、地方感染症情報センター、地方衛生研究所、保健所、医療機関、検査センター、宿泊療養施設、健康フォローアップ機関、感染者、接触者、健康観察対象者

- 4 個人情報の保護体制  
情報システムに係る個人情報保護基準のとおり

利用機関別の閲覧入力可能項目一覧

○：閲覧+入力可能 △：閲覧のみ可能 -：利用不可

項目名	内容（個人情報に関するもののみ）	国(厚生労働省・国立感染症研究所)	大阪府・地方感染症情報センター・地方衛生研究所	保健所 ※1	医療機関・検査センター ※2	その他(宿泊療養施設・健康フォローアップ機関)※4	感染者 ※5	接触者 ※5	健康観察対象者 ※5	利用目的			
										A	B	C	D
患者ID	患者情報を管理するための通し番号	△	△	○	○	○	-	-	-	○			○
管理状況	保健所による患者の症状等のデータ入力管理状況（管理中・管理終了）、管理終了日	△	△	○	-	-	-	-	-	○			○
患者属性	年齢、年代、未就学児、性別、居住地(市)、同居家族の有無等	△	△	○	○※3	-	-	-	-	○			○
	同居家族に関する特記事項、職業	△	△	○	-	-	-	-	-	○	○		○
病歴等	基礎疾患の有無、疾患名、喫煙歴等	△	△	○	○※3	-	-	-	-	○		○	○
症状等	発症日、診断日、現在の症状、死因等	△	△	○	○※3	-	-	-	-	○		○	○
クラスター	感染経路、濃厚接触者	△	△	○	-	-	-	-	-	○	○		○
入院療養状況、検査・処置履歴	入院日、退院日、退院理由、入院機関名、療養開始日、療養終了日、療養解除理由、療養先施設名、検査履歴、医療処置履歴等	△	△	○	○※3 (検査履歴、医療処置履歴のみ)	-	-	-	-	○		○	○
健康観察	症状、基礎疾患の有無、喫煙歴等	△	○	○	○	○	○	-	感染者のみ○	○			○
病原体検出		○	○	○	-	-	-	-	-				○
異常事象検知	現在の症状	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○

<利用目的>

- A:府内の発生状況の迅速な把握、適切な患者対応
- B:感染源や感染経路の探索、クラスター発生の早期発見
- C:広域的な入院調整
- D:情報管理の一元化・効率化

- ※1 入力には管轄保健所のみが行う
- ※2 自機関の患者に関連する情報のみ入力・閲覧
- ※3 入院医療機関及び検査センターは利用不可
- ※4 自施設利用者に関連する情報のみ入力・閲覧
- ※5 自身の情報のみ入力・閲覧

- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第12条～第14条に基づき、診断医師や獣医師から届出のあった感染症に関する情報は、保健所が感染症サーベイランスシステムに入力することで都道府県・国に報告を行っている。
- 次期システムにおいては、HER-SYSと同様に、**医療機関等がオンライン入力によって発生届を保健所へ報告することが可能となる。**  
(※切り替えることに伴う業務負担を勘案し、現時点では自治体ごとに順次開始されることを想定)
- インターネットに接続できる機器であれば、パソコンのほか、スマートフォン、タブレットからも情報の入力・閲覧が可能となるが、システムから発行された利用者ID・パスワードに加えて、電話番号、SMS又はメールアドレスを用いた二要素認証が必要。
- なお、新型コロナウイルス感染症に関しては、感染状況が収束するまではHER-SYSによる対応を継続する。

